

「幹部档案」に見る階級闘争の終焉

西条 正

〈新潟産業大学〉

要 旨

趙紫陽は数々の偉業を残したが、当局が掌握している国民の個人情報や当局による人材登用の側面から言うと、総書記在任中の1988年に、中央所管の「幹部档案」から、善玉か悪玉かの判断に長年使われ多くの幹部や庶民を苦しめてきた「家庭出身（出身階級）」、「本人成分（階級区分）」という欄を削除したことが、中国共産党の歴史上、大きな出来事と言えよう。削除に至るまでの経過措置としては胡耀邦が中央組織部部長に就任後に行った一連の「摘帽（いままでの貼られていたレッテルをはずす）」を挙げられる。55万人以上の右派分子が名誉回復した。400万人の地主や富農がもう地主や富農と呼ばれなくなり晴れて人民公社の社員になった。これは中国が階級闘争論を放棄したことの表れだと言える。しかし翌年の六・四天安門事件の影響であろうが、出身階級・階級区分という欄はその後完全には消えなかった。

キーワード 幹部档案、出身階級、階級闘争、摘帽、名誉回復、黒五類

はじめに

2005年1月8日、六・四天安門事件で失脚し15年以上も軟禁されていた中国共産党もと総書記趙紫陽（86歳）が死去した。生前、趙紫陽は数々の偉業を残したが、当局が掌握している国民の個人情報や当局による人材登用の側面から言うと、総書記在任中の1988年に、中央所管の「幹部档案」から、善玉か悪玉かの判断に長年使われ多くの幹部や庶民を苦しめてきた「家庭出身（出身階級）」、「本人成分（階級区分）」という欄を削除したことが（この「幹部履歴表」のことを以下「1988年書式」と呼ぶ）、中国共産党の歴史上、大きな出来事と言えるのではないだろうか。

履歴書の記入欄からたかが二つの項目を削除したのではないかと思う日本の読者がいるかも知れないが、出身階級や階級区分の欄を削除した意味

は中国では実に大きいのである。

出身階級などが重視される毛沢東の時代（1930年代後半～1976年）、特に文革期（1966～1976年）では、三代まで出身階級が厳しく問われ、何種類かの人間が善玉とされ政治的に優遇された。文革中には彼らを表す「紅五類」という言葉まで誕生した¹⁾。そして、「紅五類」に対して「黒五類（五悪分子）」という言葉も使われるようになり、次の五種類の人間が悪玉とされ迫害やいじめを受けた。①地主またはその出身者、②富農またはその出身者、③反革命分子またはその出身者、④悪質分子またはその出身者、⑤右派分子またはその出身者である²⁾。

履歴書から出身階級の項目を削除されたということは当局に提出する書類に出身階級等を書かなくていいことになったということの意味する。いまままで優遇されてきた「紅五類」の人間にとって、

面白くないかも知れないが、今まで進学、就職、結婚などの面で苦しめられてきた「黒五類」の人間にとっては、それは朗報である。それは「黒五類」からの脱出を意味する。人間として解放され、人間として平等に扱われることを意味するのである。

彼らの総数だが、趙紫陽総書記の前任者・胡耀邦が中央組織部部長として「黒五類」の名誉回復を取り込もうとした時点で、「黒五類」のレッテルを貼られたままの者が3000万いたという。彼らの家族を含めると2億人³⁾。その彼らが出身階級、階級区分の欄の削除で書類上解放されたのである⁴⁾。

出身階級重視で言えば、1966年の文革勃発後、血統主義反対を唱えた論文「出身論」を書いて北京に大通りに張り出したため、1970年3月5日見せしめの「反革命」として、27歳の若さで銃殺刑に処せられた遇羅克を思い出す。文革終了3年後の1979年11月21日、彼の裁判に対する再審が行われ、彼は無罪になり、名誉回復を果たした。翌1980年7月15日付の『北京日報』をはじめ、中国の新聞は彼の追悼記事を掲載した⁵⁾。このことは中国では血統主義が否定されたことを意味する。両親が右派分子だったため、大学入試では清華大学の入学合格ラインに達したにもかかわらず入学ができなかったという彼については、日本では加々美氏が詳しく取り上げているので⁶⁾、主張としての血統主義、結果としての血統主義についての論述は本稿では必要最低限にとどめ、本稿はもっぱら档案という書類上の記述について考察することにする。

遇羅克が名誉回復され、出身主義が否定されたその年に配布された「幹部履歴表」には依然として出身階級、階級区分の欄があった（この「幹部履歴表」のことを以下「1979年書式」と呼ぶ）。ということは、出身階級、階級区分を不問にした「1988年書式」が作成されるまでの約10年間は、血統主義が否定されたにもかかわらず、人々は依

然として出身階級、階級区分を当局に申告し続けたということになる。

本稿は、出身階級・階級区分の記入が必須項目であった時代から、私的企業の出現により運用面での出身階級無視・階級区分無視という段階を経て、出身階級・階級区分の欄そのものの削除にいたるまでの歴史を検証し、中国から「紅五類」とか「黒五類」という出身階級重視の血統主義の思想が書類上、全国範囲で完全に消えたかを考察するものである。

I. 1988年以前档案袋に詰められた履歴書

(1) 何通も書かされる

中国では個人情報を掌握している部門は、その人間の身分や個人情報の性質によって、組織部、人事部などと呼び方が異なっている。さらにその人の身分によって档案の種類も「幹部档案」、「解放軍幹部档案」、「党员档案」、「工人档案」、「学生档案」などに分けられる。個人情報の性質で分けると、警察が掌握している「档案材料」（「档案材料」は富農や地主のように階級区分によって分類されている）、刑務所等で作成されている「犯人档案」などがある。共通点はそれらの情報はすべて档案袋という袋に入れられており⁷⁾、たいていの場合は一人一つ、大量な档案袋を抱えているところは档案を保管する档案室を設置している。人事档案は原則としてその人間の一生について回る⁸⁾。死亡した場合、その人の生前の身分によって、3年から5年間職場の档案室で保管された後、相応の档案館に移管される。同じ「幹部档案」でも、所管によって機密度が違う。その中で中央所管の「幹部档案」は機密度が最も高い。その人たちの档案は本人が死んで5年後には中央档案館にて永久保管されることになっている。

幹部の档案袋には、「履歴関係」から「其他需要説明的問題（その他明らかにする必要のある問題）」まで約10種類のものが入っている⁹⁾。「履歴

関係」に属する主な内容は、およそ本人の身体的情報、経歴、家族および親族関係等の基本情報のすべてである。具体的には次のように構成されている。

- ①写真付きの履歴書、経歴表、登録カード。
- ②経歴に関する審査表、調査票。履歴の他に、自己評価が書かれている履歴表、略歴、登録票も含まれる。
- ③革命活動参加資料
- ④氏名変更の申請書類および許可書類
- ⑤経歴がわかる自筆の資料

この五つに分類されるものが「履歴関係」の档案材料という。

中央所管の「幹部档案」はこの「履歴関係」以外に九つ項目があるのでそれぞれの項目に該当する档案材料があるわけである。従って一つの档案袋の中の档案材料は人によってはかなりの量になる。

「履歴関係」の档案材料では、言うまでもなく、履歴書に当たる「履歴表」がその中核になる。

中国の档案のことをよく日本の人事ファイルに例えて言うことができるが、違う点はいくつかある。その一つは中国の場合、同じ人の履歴書が何通も同じ档案袋に入っているということである。たとえば、1976年武力によって追放された張春橋については、1939年に書かれた「人員登記表」、1945年の「幹部履歴表」、1947年の「幹部調査表」が彼の档案袋に入っている。また彼の妻文静の档案袋には1945年の「幹部履歴表」、1947年の「幹部調査票」、1963年の「幹部履歴表」が入っていた¹⁰⁾。もちろんそれらがすべてであるかどうかはわからない。公表した部分は彼らを暴くために使われているに過ぎず、関係者以外は彼らの档案袋を覗くことが許されないからである。

「幹部履歴表」は廃棄してはならず、新しいものの順に整理しなければならない。

中国の場合、所管の幹部に対して「幹部履歴表」の一斉提出を要求することがある。たとえば、中

共中央組織部は1963年8月27日には「1963年書式」で、1981年2月9日には「1979年書式」、1988年2月15日には「1988年書式」の用紙で書いて提出するよう求めた¹¹⁾。中央組織部が一斉提出を求めると、それ以下のクラスの党委員会も一斉提出を求めるのが常である。中央組織部は中央組織部の書式を参考して各自で作成するよう、各省クラスの組織部に指示しているだけである。従って書式も必ずしも同じではない。

前述したように張春橋の妻文静の1963年の「幹部履歴表」の一部が公開され、彼女への批判に使われたが、実はその年、「幹部履歴表」の一斉提出があったので張春橋や姚文元も出していたはずである。この二人の1963年の「幹部履歴表」がこの時批判に使われなかったのは、それには正確に記入されていて、ぼろが出なくて批判材料に使えなかったからではないだろうか。

このように一人の档案袋には履歴書が何通も入っているわけだが、その理由は審査のためではないかと考えられる。ワープロで入力し保存するという時代のことはなかったので、何通も手書きで履歴書を書いているうちに、ぼろが出て来ることがある。審査する側はそこをチェックするのではないだろうか。

(2) 出身階級・階級区分という記入欄

1988年以前のおよそ履歴書というものにはすべて出身階級と階級区分の欄があった。履歴書に限らず、档案袋に入れる「自伝」、「入党申請書」などの档案材料にも出身階級、階級区分の欄への記入を求められている。氏名から始まって現住所までの数行の各欄はいわばその人の基本情報。基本情報の中で出身階級、階級区分は重要な必須項目であった。

それが血筋で中国人を善玉と悪玉に分ける物差しになっていた。

前述した「黒五類」の中の地主や富農、「紅五類」の中の貧農については、次のような定義が一般的

になっている。

地主：土地を所有する。自分は働かないかほとんど働かず、主に農民を搾取することで生活している者。

富農：土地を所有する。自分も働くが、生活費の大部分は搾取による者。

貧農：土地を所有しないか、あってもわずか。主に労働力を売って生活している者。

一般的に言うと出身階級の欄には親の階級区分を書くことになるが、具体的な記入方法を見てみよう。

①A氏の祖父や父親が上記の地主で、A氏本人は大学生であれば、A氏の父親の出身階級も本人の階級区分も「地主」で、A氏の出身階級は「地主」であるが、A氏の階級区分が「学生」となるから、そのように記入する。

②A氏が貧農のB氏に育てられていたら、A氏の出身階級は「貧農」で、革命幹部に育てられていたらA氏の出身階級は「革命幹部」とる。その逆で子供の時から地主に育てられていたら、出身階級は「地主」。

中国には養子縁組みの制度が整っていないので、これで厳密に認定されることが少ないようである。

③A氏がある日突然、反革命分子あるいは右派分子になると、本人の階級区分が「反革命分」や「右派分子」と変わる。逆に「学生」から幹部に昇進すれば「幹部」に変わる。

④A氏の実の親や育ての親の階級区分が変われば、A氏の出身階級も変わるので、そのように記入し直さないといけない。

前述したように档案袋に履歴表が何通も入っているが、出身階級が変わらなくても、本人の階級区分が本人の成長とともに「学生」から「幹部」、「右派分子」のように変わっていくので、履歴表を何年かおきに提出させる必要性はここにある。しかし認識不足か本人の階級区分の欄にずっと最初に記入した「学生」のままになっているものが

ある。

また出身階級の欄への記入が一貫していないものがある。それにはその時々々の出身階級に認識によるところが大きいだろうが、その人が自分の政敵になると、出身階級を隠したということになり罪になる。前述したように張春橋档案の一部が公表されたが、それも、張春橋の出身階級が本当は「地主」のはずだが、それを「中農」、「小資産階級」、「自由職業者」にし、党を騙していたと張春橋を暴くためだった。姚文元についても同様であった。

出身階級と階級区分の欄に、正直に記入すればいいのだが、問題はその記入でその人が善玉や悪玉に区分されるのである。悪玉にされると、進学、就職、結婚などの面で扱いが変わってくる。その実例はたくさん報告されている。

地主の定義に対する解釈も問題になっている。現に土地を持っていなければ、地主となる最低条件も満たされないのだから地主ではなくなるはずだが、実際、毛沢東の時代においては、その旧地主も出身階級、階級区分の欄にすべて「地主」と書かされた。映画『芙蓉鎮』の中でも土地がとくに取り上げられていたにもかかわらず、その旧地主や旧富農のことを「地主○○」、「富農○○」と呼んでいた。毛沢東の時代の解釈では土地そのものを持っていなくても、地主の思想を持ち続けているから地主だという。簡単で、極端なことを言えば、祖父の代で地主になっていれば、孫の代まで、一族は地主扱いを受けるということである。

出身階級、階級区分の欄への記入に関しては、自分で記入し提出するものだから、内容については自分が把握している。しかし档案袋には「○○氏の親は地主である」という密告や党組織による調査報告も入っている。たとえば1966年毛沢東に嫌われた彭真の出身階級に関してその出身地曲沃県の革命委員会は1968年9月「地主」と認定した証明書を党中央に提出した。そのように証明書類は最終的にその人の档案袋に入れられる。彭真の場合も、おそらく一時彭真の档案袋に入れら

れて、名誉回復後、その証明書類も取り除かれたと思われる。

(3) 出身階級・階級区分を明記する必要性

毛沢東が出身階級、階級区分を重んじたのは、本来、革命期において、敵と味方を見分けるためのものであった。毛沢東は「誰は我們的敵人？誰は我們的友人？這個問題是革命的首要問題」と言っていた¹²⁾。彼の当時の階級分析によると、毛沢東の革命に対する姿勢は、地主は反動的であり、富農は終始消極的であり、中農は流動的であるが革命高揚期には参加し、貧農は積極的に参加し革命の主要な勢力となる。だから地主をやっつけなければならなかったのである。

この考え方は毛沢東が政権を取った後も毛沢東の階級闘争論として受け継がれていた。

その階級闘争論の形成過程を見てみよう。1956年に開かれた第八回党大会では「プロレタリアートとブルジョアジーの矛盾、社会主義の道と資本主義の道の矛盾はほぼ解決済みである」という大会決議が採択され、大がかりな階級闘争の終結を宣言した。しかし毛沢東自身はそれに納得しなかったが、反論する材料を持っていなかったため、態度を保留したといわれている。その彼は翌年から党大会の決議に反する発言をするようになる。よく知られているのは1957年2月27日毛沢東が行った「正しく人民内部の矛盾を処理することについて」の演説である。そこで毛沢東は「誰が勝つか誰が負けるかの問題はまだ解決されていない」と言った。八期三中全会（1957.9.20-10.9）の最終日に、毛沢東は「プロレタリアートとブルジョアジーの矛盾、社会主義の道と資本主義の道の矛盾は全く疑いがない。これは当面のわが国社会の主要な矛盾である」と、彼の「階級闘争論」を再び提起した。

その後、1965年1月毛沢東「23条」で「この度の運動の重点は党内の資本主義の道を歩むあの実権派を肅清することである」と明記した。この

ように毛沢東は敵を地主などの「黒五類」から「党内の資本主義の道を歩むあの実権派」まで拡大した。

中国人民大学の陳東林氏は国際社会における毛沢東の「帝国主義反対」よりも「修正主義反対」のほうがもっと重要だという根拠となる事実を指摘している。それは中ソ対立していた1966年3月に行われた日本共産党と中国共産党による毛沢東・宮本会談である。日本共産党代表団団長宮本氏と当時中国の党務・政務を任されていた劉少奇が先に会談を行い、「米国帝国主義反対」で合意したが、その後行われた毛沢東・宮本会談では毛沢東は「ソ連修正主義反対」のみを共同声明に盛り込むよう主張した。そのため、会談は決裂になり、両党の関係が悪化した。このことは当時の毛沢東は「米国帝国主義」よりも「ソ連修正主義」のほうがもっと危険な敵だという認識を持っていたことを意味する。

最後に毛沢東は「階級闘争要年講、月月講、天天講（階級闘争を毎年、毎月、毎日口にしなければならない）」まで言うようになる。

以上のように階級区分の基準は当初、土地を持っていたかどうかということが大きな要素になっていた。しかし土地が取り上げられた後は、档案材料に書かれた「地主」は「地主の思想」の持ち主が変わって行った。その後、毛沢東は階級理論を発展させ、さらに「修正主義」、「党内の資本主義の道を歩む実権派」へと自分の政敵まで拡大して行った。

档案材料に関しては、档案袋にその関連の資料が追加されるだけで、出身階級・階級区分欄での対応は付いていけなかったようだ。つまり人事档案では、現在のところ、この二つの欄に自分が「修正主義者」とか「党内の資本主義の道を歩む実権派」と実際記入したものが見あたらないのである。

以上述べたことをまとめると、毛沢東は政権奪取後も敵がいると考えていた。敵がいる以上、敵か味方かを見分ける必要があるということにな

る。

その悪玉は総人口の約5%だという。実際やられた者はそれ以上であるが、毛沢東が自らこの数字を小さくしない限り、下の者も簡単に地主などの人間を善玉にするわけにはいかなかった。末端組織の人間から見れば、政治運動の度に5%の人間をやっつけなければならないなら、出身階級の悪いやつを常に把握し、そこから5%の人間をかき集めた方が効率的である。簡単に言えば、毛沢東には5%の人間を常に見せしめにする必要がある以上、出身階級・階級区分欄が必要であった。

(4) おおがかりな階級の認定

では、地主などの階級は何時、どのように認定されたのだろうか。おおがかりな認定は3回あったと思われる。その1回目は共産党による土地改革期である。本格的な土地改革¹³⁾は、共産党が全国をほぼ掌握した1950年からだが、共産党の中央政府が成立する以前でも、自分たちの支配地区では土地改革がすでに行われていた。たとえば1949年の土地改革時、文革で追放された北京市党委員会第一書記彭真の二番目の弟は「下層中農」と認定され、三番目の弟は「中農」と認定された。共産党から見れば農村では出身階級がいいのは「貧農」だから、彭真の兄弟に対するこの認定はやや悪い階級区分である。

2回目の大がかりな階級認定は1962年からの社会教育運動期とそれに続く文革期である。1962年9月毛沢東は八期十中全会で農村での社会主義教育運動の展開を指示した。この運動の中で階級認定の見直しが行われた。この運動の中で「地富反壊四類分子評審表」という審査表が使われ、ここでは四種類の悪玉だが、彼らの档案袋に入れられた。

文革初期(1966.6-1966.10.3)の紅衛兵運動の成果として1万6623人の地主、富農、反革命分子や悪質分子が掘り出したという¹⁴⁾。1968年9

月彭真の二番目の弟は「下層中農」から「地主」に、彭真の三番目の弟は死後「中農」から「悪覇地主」に、彭真の母親は、死後「悪覇地主」に変更された。また彭真の出身地曲沃県の革命委員会は彭真の出身階級を「地主」と認定した¹⁵⁾。

このように、この時期、かなりの者が悪く評価され一ランクか二ランク悪い方の階級に認定されたと言われている。

1962年からの社会教育運動期とそれに続く文革期に行われた再認定については、文革終了後、さらに再審査が行われた。この時、一ランクか二ランク悪い方の階級に認定されたものについては、土地改革時の認定に戻すことになった¹⁶⁾。つまりもとの階級に戻った。たとえば「下層中農」から「地主」に変更された彭真の二番目の弟などは、もとの「下層中農」に戻ったと思われる。これで一部の黒五類は、出身階級、階級区分の欄への記入に対して、抵抗が和らげられたに違いない。

II. 他の階級への一斉変更

1950年8月4日政務院「農村階級成分劃分に関する決定」にも本人の努力等で本人の「階級区分」が変わる道が示されている¹⁷⁾。

しかし1957年の反右派闘争後、「3年」とか、「5年」とかという他の階級への変更「経過期間」がなんと30年になってしまい、身分がほぼ固定されて、迫害を受け続けてしまった。1977年12月胡耀邦が中央組織部部長になってから、初めて組織的な他の階級への一斉変更がなされた。

(1) 右派分子の「摘帽」

胡耀邦が中央組織部部長に就任した翌年、「紅五類」の出身階級・階級区分欄の記入に関して通達が出されている。その中で「要“根据党的歴来規定和中法 [1972] 45号文件的精神”来处理(党の今までの規定及び1972年45号通達に従って対処せよ)」と言っている。つまり「紅五類」に関

しては胡耀邦は依然として従来のやり方で対処しようとした。このことから、このとき彼の関心はもっぱら「黒五類」の救済にあったということがわかる。

胡耀邦は、まず当時階級区分が右派分子のままになっていた10万余人に名誉回復の道を開いた。就任翌年の1978年に「于全部摘掉右派分子帽子的請示報告」を配布し、全国の党組織にその通りするように指示した。同年9月さらに「貫徹中央关于全部摘掉右派分子帽子决定的实施方案」を出して具体的なやり方を指示した。

この再審査と名誉回復は1980年末で終了した。右派分子に対する名誉回復というのは、当初の認定が間違いだったことを本人に通知し、もとの職場に復帰させ、それまでの給与を補償するということである。中国では「摘帽」という。

「摘帽」の過程でわかったことは、実際右派分子にされた人数が毛沢東のいう5%の枠を超えていたということであった。また中国系アメリカ学者丁抒の研究によると、右派分子の総数は共産党の言う55万人ではなく120万人にのぼり、55万人というのは公職に就いていた右派分子の数だという。¹⁸⁾

「摘帽」はすべての右派分子を自由にしたわけではなかった。共産党が誤りと認めたのは右派分子の認定が拡大してしまったということだけである。共産党は決して反右派闘争そのものが誤りだとは言っていない。

「摘帽」審査の過程で、これから「摘帽」を行う党への感謝が求められていたようである。感謝の表明を拒否した者は「態度がわるい」として「摘帽」してもらえなかったものがある。中国人民大学出身の右派分子林希翎がまさにその例である。

『往事並不如烟』の作者章詒和の父親は大物の右派分子章伯鈞であるが、他の階級への一斉変更の期間においても「摘帽」されなかった。従って章詒和の出身階級は右派分子のまま、出身階級の欄がなくなるまで、彼女は出身階級の欄に右派

分子と記入し続けざるを得なかったに違いない。

共産党の右派分子「摘帽」についていろいろ議論されているが、ここではっきり言えることは右派分子にされたの多くの者やその家族は、階級区分欄にその後右派分子と書かなくて済んだということである¹⁹⁾。

(2) 旧地主富農およびその子女の「摘帽」

中央組織部が1979年1月11日地主富農およびその子女に対する「摘帽」を行うよう指示した²⁰⁾。この指示で最終的に約400万人が地主や富農のレッテルをはずされたようである。

ここでは社会主義教育運動中では「摘帽」されず、1980年になって、今度の一斉「摘帽」のお陰でやっと「摘帽」した目の不自由な富農馮×珍のケースを見てみよう。上海市松江公安局所管の彼女の档案袋には三通の「地富反壞四類分子評審表」が入っていた。1965年のそれには彼女の年齢が60歳と記入されている。1962年3月16日に記入されたそれには「候補社員」となっている。つまり正式な人民公社社員への変更が認められず階級区分は富農のままである。社会主義教育運動進行中の1965年、彼女が所属する生産隊の隊長から「摘帽」伺い、それに審査大会記録や隣近所の意見書が提出された。それを受けて同年10月27日地元の社会主義教育運動工作隊から「摘帽」伺いが上級機関に出された。しかし1965年11月8日上級機関から「不可」の裁定が下された。これはおそらく社会主義教育運動の「前十条」の犠牲者と言えよう。その後文革が始まり、彼女は自殺に追い込まれた。本人が死亡したにもかかわらず、今度の一斉「摘帽」審査を受けた。彼女の档案袋に1980年10月22日付の彼女の最後の「地富反壞四類分子評審表」を付け加えられ、それには「摘帽」の決定が記されている。その書類には人民公社の末端組織から県革命委員会まで五つの公印が捺されている。地元の派出所の欄にはサインだけで公印はなかった。この例から富農の「摘帽」

は六つの審査段階を踏んでいるということがわかる。

別の富農のものだが、79年4月20日付の「地富反壊分子摘帽通知書」²¹⁾というものが大冶金県革命委員会から出され本人に渡された。中国ではこのたびの一斉「摘帽」はこの通知書をもってその人に対する「摘帽」終了を告げているようである。

前出したように中国共産党は3年や5年で他の階級区分への変更が可能であるという道を示していたにもかかわらず、度重なる政治運動の影響で、階級区分が実際30年も固定されてしまった。その30年目に当たる年がこの「摘帽」通達が出された1979年である。

これでもとの地主や富農は晴れて人民公社の社員になったわけだが、その人民公社も改革開放3年後の1982年11月解体が決定され、1985年6月4日には5万6000の人民公社がすべて解体された。晴れて人民公社社員に階級区分が変更してもらったが、その新しい階級も4、5年しか使えなかったことになる。つまり地主や富農からの解放感も4、5年しか続かなかつた。

(3) 国民党からの帰順者およびその子女

新中国成立後、起用された国民党関係者が30余万人。その内の8000人は、偽の投降などと言われて彼らの処遇は未解決のままであった²²⁾。1979年3月30日の通達で彼らおよびその子女は「摘帽」を果たし、晴れて共産党の仲間を迎え入れられた。彼らの档案に「起義、投誠人員登記表」という書類が入っている。その最新版に完全に自由になったことが記されている。

私が入手した「起義、投誠人員登記表」は1981年3月14日付のもので、河南省鄧県城郊人民公社槐樹生産大隊第二生産隊の張×道が記入したものである。彼の出身家庭は地主で、本人の階級区分が学生となっている。1981年当時彼は英語の教師をしているので、階級区分は本当なら教

師と書かなければならないところである。その彼は実は1949年12月四川省で共産党の軍隊に投降した人間だった。当時の肩書は少尉であった。翌年、彼は故郷に戻った。文革中、彼は「歴史反革命分子」にされたが、78年名誉回復を果たせた。そして「民弁教師」になり、英語を教え始めた。今度の一斉見直しに対する彼の希望は自分の身分が「民弁教師(非正規の教員)」から「公弁教師(正規の教員)」になることのみだと書いている。その望みが果たされたかは不明である。

(4) 資本家などの「摘帽」

地主や富農が次々と「摘帽」していく中で、黒五類ではないが一時期黒七類の一つとして悪玉にされたもと資本家などに対する「摘帽」も進んだ。いままで彼らは档案には資本家とか資本家代理人とかブルジョア商工業者と、記入を強いられてきた人々である。1979年11月12日の通達で、まず、1956年商工業社会主義改造期に認定した「ブルジョア商工業者」ものが労働者と、階級区分の変更が認められた。しかしこの通達は依然として1950年の政務院「關於劃分農村階級成分的決定(農村の階級構成要素の区分に関する政務院の決定)」を打ち出している。そのため「ブルジョア商工業者」ものの労働者への変更は限定的なものに過ぎなかった。つまり全員に対するものではなかった。これは右派分子への対応とよく似ている。

ところが1979年12月7日の通達では、以前の「資本家」、「資本家代理人」が1979年7月からは現在の職業(幹部、労働者)を記入してもいいことにした。これで一斉「摘帽」になったわけである。その数は70万人だという²³⁾。

地主などの場合は、「地富反壊分子摘帽通知書」をもらった日から階級区分の変更になるが、資本家たちの場合は1979年7月からにしているというところにその特徴が見られる。また当初右派分子への対応と似た措置が見られたが、改革開放に対するもと資本家のやる気を起こす必要からだろ

うか、早い段階で、全員の「摘帽」が決定された。これも特徴の一つと言えよう。

ただ1980年9月10日の通達では以前の「資本家」や「資本家代理人」の档案には新旧の階級区分の両方を記入するようにとの指導がなされた。その子女については1979年6月30日以前就職した者は「出身階級」には変更なしとし、1979年7月1日以降就職した者は「出身階級」が「幹部」か「労働者」を記入することになった。

(5) 冤罪者の名誉回復

冤罪者に対しても再審査が行われた。文革後、反革命事件の再審査は公安部で、反党事件の再審査は組織部でそれぞれ行ったそうである。1978年7月13日の人民日報の報道によると、南京市中级人民法院は文革中の120の反革命事件を再審査し、全員無罪となったという。さらに1980年9月20日最高人民法院院長江華の活動報告によると、文革中の反革命案件17万5千件に対して再審査が行われ、18万4千人の名誉回復が果たされたという²⁴⁾。この中に冒頭で触れた遇羅克が含まれると思われる。しかし処刑された彼は生き返ることができなかった。彼への補償はわずかである。その金額は、死んだとき彼は工場の見習工だったので、給与停止から名誉回復までの見習工としての給与分だけだったそうである。

「中国はどこへ行くのか」という文章を書いたため高校生で投獄され後に有名な経済学者になった楊小凱は生き延びることの出来た一人である。彼の場合は1978年まで10年間服役したが、服役中猛勉強していた。出所後、名誉回復を果たしたため中国の大学院への入学が認められ、のちに大学の教員になった。その彼は1983年出国し、家庭出身や階級区分と完全に縁を切った。

冤罪事件は何も文革に限るものではなかった。毛沢東時代の冤罪も再審査の対象になった。有名な事件としては潘漢年事件が挙げられる。潘漢年は1956年に1936年の出来事のことによって逮捕され、

歴史反革命として15年の有罪判決を受け、文革中さらに無期懲役刑をうけた。そして1977年獄死した。彼の場合は1982年に名誉回復を果たした。

III. 階級を不問にした「1988年書式」の誕生

(1) 改革開放後のへの適応

1988年、階級を不問にした「1988年書式」の幹部档案が登場した。1979年以降行った他の階級へのこれらの一斉変更は、言わば階級を不問にした「1988年書式」の誕生への過渡措置であったと言えよう。

「1988年書式」の誕生をさせたのは中央組織部部長の宋平であったが、当時の党総書記は趙紫陽であったので、階級を不問にした際に趙紫陽の決断があったと思われる。軍事委員会主席で最高実力者であった鄧小平がどういう役割を果たしたかは不明である。

いずれにしても、階級を不問にした最大の理由は、ご承知のように、改革開放後、中国は毛沢東の階級闘争論を放棄し、「革命にお別れを告げた」からではないだろうか。「1988年書式」を配布した際の説明には改革開放への適応を明記している。また時代に合わなくなった項目を整理したとも言っている。それが出身階級や階級区分の項目である。

1979年以降、組織的な「摘帽」で地主などの「黒五類」がほとんどいなくなった。

改革開放後、外資系の企業が中国へ進出した。その外資系の企業は、出身階級や階級区分を問題視しないばかりでなく、中国の档案制度そのものも無視する姿勢を示し始めた。つまり档案袋の中身で人材を選んでいないのである。そこから档案制度無用論まで出てきた。

中国の企業や役所も人材の起用に当たり出身階級を重んじるかつてのやり方が取れなくなった。冒頭で取り上げた遇羅克が名誉回復され、血統主

義が新聞紙上で否定されたことでもわかるように、「1979年書式」には出身階級や階級区分の欄は昔のままであったが、その年からは徐々に出身階級重視の色が薄くなってきた。従って運用面では出身階級や階級区分の欄の存在意味がなくなってきた。

(2) 履歴書に新項目の出現

「1988年書式」は「1979年書式」と比べて、出身階級や階級区分の欄がなくなった代わりに、学歴に関する要求が細かくなった。たとえば「1979年書式」では、「現有文化程度(現在の教養レベル)」という欄があって、そこには、実際大学を出てなくても、大卒相当というような記入が今までのように認められていた。ところが「1988年書式」では、「現有文化程度」が「学歴(最終学歴)」という欄に変わり、そこには〇〇相当の学歴は認められなくなり、すべて最終学歴を記入することになり、また、正規の学校が発行する証明書類が必要になった。また「学位」の欄も追加された。「学歴」と「学位」の欄の他に、「学習簡歴」という欄が新たに設けられ、そこには小学から年代順に記入するようになった。しかも証人の氏名も記入することになっている。この証人氏名の記入は職歴の欄でも求められている。

(3) 民主化運動活動家、法輪功への対応

いままで出身階級や階級区分の欄を見れば、一応、敵か味方がわかった。そして幹部登用で敵と思われる者を最初から閉め出すことができた。

「1988年書式」について人材登用における幹部档案の役割で考えると、学歴重視という点は改革開放のニーズに合致するが、反体制派(特に六・四天安門事件以降の民主化運動活動家)、経済犯罪者、法輪功などの者を幹部選考から閉め出すのにどの項目を見たらいいかという疑問が生ずる。どこか一項目だけでは簡単に判断することができなくなったわけである。その意味では「1988年

書式」は六・四天安門事件以降の事態を想定していない。

「1988年書式」には宗教の欄がない。法輪功関連で言うと「1988年書式」で対処するなら、おそらく「参加過何種反動組織,担任過何職,有何結論(いままでどんな反動的な組織に参加したか,どんな役職についたか,どんな結論が出たか)」の欄でその関連のことを記入することになるのだろう。

しかし法輪功の信者に対する当局の姿勢を見ると、かつての血統主義の再燃を思わせるものがある。

当局にしてみれば、出身階級、階級区分で悪玉を特定していくというやり方は、ブラックリストを恒久的に掌握するという点でもある。この点から言えば、ブラックリストに入る人間はほとんどは「黒五類」で占められていた。文革期のブラックリストには「海外関係」のある者も入っていたが、そのブラックリストに入っている人間は、刑務所の中にいる者と外にいる者に分かれる。

刑務所にいる者は犯人档案というもの別個に作られるが、その人たちは1975年かなり特赦を受けて釈放された。彼らが刑務所を出れば犯人ではなくなったが、「黒五類」の一員には変わらない。出所後、彼らはもともと刑務所の外にいた「黒五類」の仲間に入り、地元の警察や住民の監視を受ける。

「摘帽」→他の階級を記入→記入不要といった措置は、彼らを含めて全員ブラックリストからはずされたことを意味する。それらの者の档案が流失し、私の手元に入るようになったのも、彼らがブラックリストからはずされたからである。

ではその代わりにブラックリストに入った者はいないのか。いままでの「反革命」で言うと、それが「国家転覆罪」にかわり、魏京生ら多くの反体制派がブラックリストに入れられていると思われる。おそらく国家安全部とその下部組織が彼らをブラックリストに載せていると思われる。犯人档

案の他に別の档案用紙が用意されているに違いない。それらの档案書式には「1988年書式」と違ってブラックリストの人物だと一目でわかるような項目が設けられているかも知れない。たとえば、档案袋に入っているかつての「地富反壊四類分子評審表」に相当するようなものが作成されているかも知れない。「地富反壊四類分子評審表」に相当するものでブラックリストを考えると、本論で取り上げた出身階級、階級区分とは、直接関係がなくなるが、当局は、昔の「黒五類」の代わりに別の人々をブラックリストに入れ、監視し続けているに違いない。そういう意味で考えれば、「階級闘争論」は、地主などから法輪功信者などへと、鎮圧の対象者を変えただけで、依然として遂行されているといわざるを得ない。

おわりに

鄧小平の「改革開放」は1978年暮れに行われた十一期三中全会から始まったとされているが、個人情報の管理や人材登用の面に限って言うと、「改革開放」の時代は、それより10年遅れて、幹部档案から出身階級、階級区分の欄が削除された1988年から始まったと言える。人材登用の現場では出身階級・階級区分の無視は1988年以前から始まっていたが、書類上の改革開放は1988年からと考えるべきであろう。

1988年に出身階級、階級区分の欄が削除になったとは言え、それはあくまでも中央所管の「幹部履歴表」に表れてきたに過ぎない。档案袋から出身階級、階級区分に関するものがなくなったというわけではない。

档案袋の中に、今まで出身階級、階級区分の欄がついていた档案材料は、他にもたくさんあった。学生档案で言えば「高中学生学籍表」、工業高校の「学生卡」などにも出身階級、階級区分を記入しなければならなかった。しかし1988年中央所管の「幹部履歴表」に変化があったにもかかわらず

ず、他の地方の状況はわからないが、内蒙古の学生が1994年に記入した「高中学生学籍表」、2003年に記入した工業高校の「学生卡」に限っていると、依然として出身階級、階級区分の欄が残っていた。

これは、教育の分野などにおいては、中央の「1988年書式」に従わず、依然として「1979年書式」を採用しているとも考えられる。

他に考えられるのは、翌年に起きた天安門事件の影響である。「1988年書式」には文革に関する項目があった。翌1989年に天安門事件が起きたのだから、この項目だけでは、対応できなくなった。もちろん、最後のページに「其他需要説明的問題（その他明らかにする必要のある問題）」があって、その欄で対応できないこともないが、天安門事件以降、総書記をはじめ最高指導部が変わったので、新たな幹部档案の書式が作られ、出身階級、階級区分の欄が復活したかも知れない。しかし現在のところ、「1988年書式」以降の書式は確認できていない。

確認できたのは、学生の档案材料には依然として出身階級、階級区分の欄があるということである。一部の学生の「高中学生学籍表」しか見ないが、中には出身階級の欄を空白のままにしているものがいた。空白はいままでは考えられないことである。これは、書かなくても咎めなくなったことを意味する。その意味で「1988年書式」はまぼろしの幹部档案になっていたかも知れない。

仮に出身階級、階級区分の欄がその後残っても、改革開放後に形成された10の新しい階級区分・階層区分で記入するならそれなりの意味があるが、当局はその新しい階級区分・階層区分を認めていないので新しい階級区分・階層区分で記入するというだけでもないようである。

従って中国から出身階級重視の血統主義が書類上、完全に消えたとはまだ断定できない。

しかし現に多くの「黒五類」の出身者がいいポ

ストについている。従ってこれからの研究としては、出身階級や階級区分の欄の廃止または無視で、もとの「黒五類」の出身者がどの程度幹部に登用されるようになったかが、興味のある研究テーマになる。これを研究するには大量の档案を調べる必要があるのでは、現時点では外国人には無理であろう。

注

- 1) ①労働者出身者、②貧農・下層中農出身者、③革命幹部出身者、④革命軍人出身者、⑤革命烈士遺族出身者。
- 2) 階級出身・階級区分の欄に「地主」を記入するのは問題がないにしても、放火犯・殺人犯などの悪質分子を記入することは、もともとおかしいことである。なぜなら、反革命分子や悪質分子及び右派分子はそもそも階級をなしていないのではないだろうか。従って中国では階級と言いながら、実はブラックリストに入る人間のことである。
- 3) 戴煌『胡耀邦与平反冤假錯案』中国工人出版社、2004年、p. 31。
- 4) 改革開放後、運用の面で出身階級、階級区分の無記入が進んでいた。
- 5) 1980年7月21日と22日の「光明日報」も遇羅克追悼記事を載せている。
- 6) 詳細は加々美光行『資料中国文革大革命——出身血統主義をめぐる論争』りくえつ、1980年、加々美光行「文革で散った青年の復権」『エコノミスト』1980年9月2日号。
- 7) 近年電子ファイル化も進んでいるようである。
- 8) 海外に行った人間の档案はもとの学校や職場で一定期間保管することになっているが、最近外資系の企業に就職したものについては、勤務先では档案を求めないので、もとの職場や出身校に眠っているケースも出てきたようである。毛沢東時代の档案制度については拙作参照。西条正『中国人として育った私』中央公論社 1978年、西条正「中国の档案制度」『中国の政治と国際関係』所収、東京大学出版会 1984年。
- 9) 幹部档案には「履歴関係」の他に「自伝材料」、「鑑定、考核、考察材料」、「学歴和評聘專業技術材料」、「政治歴史情况的審査材料」、「参加中国共産党、共青团及民主党派的材料」、「奨励材料」、「処分材料」、「緑用、任免、聘用、転業、工資、待遇、出国、退(離)休、退職材料及各種代表大会登記表等材料」、「其他需要説明的問題(その他明らかにする必要のある問題)」など10のカテゴリがある。「中学生档案(高校生档案)」には「小学升初中登記表(小学校からの進学調書)」、「初中学籍卡(小学学籍簿)」、「初中升高中登記表(小学からの進学調書)」、「初中畢業証号碼(小学卒業証書の番号)」、「高中学籍卡(高校生学籍簿)」、「高中畢業登記表(高校卒業調書)」、「高中畢業証号碼(高校卒業証書番号)」などが入っている。
- 10) 中共研究雑誌社編『中共審判「林江集団」案』(下) 中共研究雑誌社、1981年。
- 11) 中共中央組織部幹部調配局編『幹部人事档案工作文件選編』党建読物出版社、1994年、p. 460, p. 517, p. 74。
- 12) 『毛沢東選集』第一巻、人民出版社、1967年、p. 3。
- 13) 認定状況については次の体験記が参考になる。秋山良照『中国土地改革体験記』中央公論社、1977年、福地いま『私は中国の地主だった』岩波書店、1954年。
- 14) 馬宇平『中国的昨天和今天』解放軍出版社、1989年、p. 754。
- 15) 『共産党員』1983年9期、p. 44。
- 16) 中共中央組織部幹部調配局編『幹部人事档案工作文件選編』党建読物出版社、1994年、p. 295。
- 17) これについては浜口允子氏(「地主富農階級区分考」『中国——社会と文化』No. 12、1997年)が詳しく分析している。ここでは深入りしない。
- 18) 丁抒『陽謀』90年代雑誌社、1993年。
- 19) 『胡耀邦与平反冤假錯案』の作者は家族を入れて少なくとも全国で600万人が恩恵を受けたはずだと言っている。
- 20) 「中共中央關於地主富農分子摘帽問題 and 地富子女成分問題的決定(地主富農分子の摘帽問題とその子女の成分問題に関する決定)」1979年1月11日。
- 21) 「地富反壞分子摘帽通知書」にはこう書いてある。“富農分子○○○經過群衆評審, 現批准摘其富農分子帽子, 給予公民權。此通知大冶県革命委員会”。
- 22) 戴煌『胡耀邦与平反冤假錯案』中国工人出版社、2004年、p. 148。
- 23) 李培林ほか『中国新時期階級階層報告』遼寧人民出版社、1995年、p. 5。
- 24) 戴煌『胡耀邦与平反冤假錯案』中国工人出版社、2004年、p. 158。